

令和4年第12回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月2日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地利用最適化推進委員担当地区の見直しについて

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 後藤 利夫 | 4番 小畑 義宏 |
| 5番 齊藤 孝一 | 6番 藤内 宣幸 |
| 7番 星野 賢一 | |

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘

午後2時 00 分 開会

(局長)只今より令和4年第12回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんお疲れ様です。今朝サッカーも勝ちまして、今年も1か月を切ることとなりました。農業者にとりましては農作業も一段落し、一年中で一番ほっとしている時期でございます。先月22日の農地集積最適化推進大会は大変お疲れさまでした。農業委員会の活動と使命をカタチにするためにこれから何をしなければならないかを指し示す大会であったと思います。今後も今まで同様、地域のために協力していきましょう。また、本事務局職員が永年勤続表彰を受賞したことは、大変喜ばしいことでした。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、4番委員、5番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付していますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しい説明を求めたいと思います。議案第1号「農地利用最適化推進委員の担当地区の見直しについて」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(局長)はい、議案の2ページと、お配りしている資料1「農地利用最適化推進委員区域面積・地域変更(案)」をご覧ください。これは、資料の3枚目以降に付いている、別府市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する手続き等を定める要綱の別表を改正するものです。

来年は改選の年でございますので、本年10月に改めて現在地区割の農地面積を拾い出しました。その結果、中部地区の担当農地面積が大きく減少し、東山1区の農地面積についても減少しており、他の地区と整合性をはかるため、担当区域の変更をする必要が生じました。そこで、資料2「農地利用最適化推進委員区域面積の詳細(案)」をご覧ください。まず、農地面積の一番広い亀川地区から、市街化区域が多い町を中部地区に変更するものでございます。続いて、東山地区についてです。すでに農地パトロールでは農地の少ない1区が城島の調査等しておりますので、現況に合わせるため変更するものでございます。また、全体面積につきましてもご報告いたします。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律施行令第8条において全体面積を切り上げて100haに一人とされておりました。しかし、令和4年4月1日から、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた農業委員会等に関する法律施行令等の一部改正がなされ、別府市においては、全体面積が600haを割り込んでも、農地利用最適化推進委員の人数を減らさなくても良いことになり、別府市は7名のままとなります。そして、農地が全くないにも関わらず町名だけ要綱に記載されていた町名に関しましても、担当地区をより分かりやすくするために担当地区から除きたいと存じます。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号、「農地利用最適化推進委員の担当地区の見直しについて」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(6番委員)推進委員は100haに1名となっているのなら、農業委員の条例より上の法律はないのですか。

(事務局)農業委員会に関する法律施行令第5条により農業委員の定数の基準は、区域内の農地面積が1,300ha以下の農業委員数は上限が14人と定められています。

(6番委員)人数は条例で決まっていますね。

(事務局)はい、そうです。

(議長)ほかにございませんか、特にご質問等もないようであります。それでは、議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号については、承認することに決定いたしました。次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書(一時転用)の審議について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の3ページをお開きください。賃貸人大分市の方、賃借人別府市の法人です。区分、農業振興地域・農用地区域。申請の土地、大字内成、田、現況田、229 m²です。施設の概要 内成地区の農業用水路整備工事の資材置場として。現況のまま利用です。転用の時期、許可あり次第、令和5年3月 31 日まで。申請理由 別府市発注の内成地区の農業用水路整備工事の資材置場として、事業所から近く、住宅地から離れており、大型車両が進入可能な用地を検討した。申請地は利便性が良く、他に適地はない。周辺から孤立した農地であり周辺の営農活動への支障は小さいと思われる。というものでございます。それではお手元の総会議案資料をお開きください。1ページが申請書です。議案で読み上げたので説明は割愛いたします。2ページが事業計画書です。土木工事に必要な砂利、砂、コンクリート製品及び工事車両等の置場を設置することです。3ページが転用者の誓約書です。4ページが字図、5ページが位置図、6ページが今回の転用地と、その目的である農業用水路整備工事の場所です。許可基準としましては、「運用通知」の第2の1の(1)のアの(イ)のC、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」、かつ、「農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」、に該当すると思われます。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)この土地は30年耕作していない農地でありまして、ここに書いてあるようにダンプ等と出入りも良く、周りの土地も農地として使っていないのでその面でも心配ないと思います。ただ終わった後、誓約書のとおりもどおりにしたかどうかは確認したいと思います。

(議長) 只今、後藤委員からの補足説明が終わりました。議案第2号、について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(6番委員) 確認したところ、ここに書いてある別府市発注の工事は農林水産課の工事であり、公共工事でございますので年度内の工事であることは決まっております。担当課とも話したうえで、場所の選定でありますので、公共工事であることを考えますと、問題ないかと思っております。

(4番委員) 申請の土地だけを使うのですか、横の土地は使わないのでしょうか。

(3番委員) 横の土地はのり面になっています。

(4番委員) 資材置き場は砂利を敷いてしまうことが多いので、砂利等を敷かないように、十分に気を付ける必要があると思っております。

(事務局) 一時転用でございますので、復旧届が出た時点で、地元の農業委員と事務局で確認をしたいと思っております。

(議長) 他にご質問はございませんか。特にご質問等もないようであります。それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書(一時転用)の審議について」承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。議題第2号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規

定による農地転用届、番号1から番号11番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後2時 40 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 議 長 _____ 印

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印